

東日本大震災（福島第一原子力発電所事故を含む）により被災した 在学生、受験生及び入学生に対する平成 26 年度の特別措置要項

趣 旨

この要項は、東日本大震災（福島第一原子力発電所事故を含む）により被災した在学生、受験生及び入学生に対して措置する、授業料・教育充実費・実験実習料（以下「授業料等」という。）の減免、入学検定料の免除、入学金の減免及び修学支援助成金の給付に関して必要な事項を定める。

在学生に対する取扱い

1 対象者

本学の学部生・大学院生のうち、『東日本大震災により、「災害救助法の適用を受けた地域」に本人若しくは学費支弁者が居住して被災した者』（以下「被災者」という。）

ただし、平成 25 年度末をもって、最短修業年限に達した者を除く。

2 経済支援特別措置の基準

被害状況及び現在の家計状況を勘案して、「授業料等の減免」（１）及び「修学支援助成金」の経済支援特別措置を次のとおり行う。

被害状況及び現在の家計状況		授業料等の減免	修学支援助成金
家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者で、	現在も、家計の回復が見込めず、修学を継続することが困難な者で、父母又は父母に代わる家計支持者の１年間（平成 25 年 1 月～12 月）の総所得金額が日本学生支援機構第一種奨学生選考における家計基準程度を満たす者（２）	春学期・秋学期の授業料等の全額	春学期・秋学期各 48 万円
家屋の半壊など、上記に至らない被災者で、		春学期・秋学期の授業料等の半額	春学期・秋学期各 24 万円
震災当時、福島第一原子力発電所事故による「警戒区域」「計画的避難区域」に指定された地域に居住しており、現在も避難生活をしている者で、		春学期・秋学期の授業料等の全額	春学期・秋学期各 48 万円

１「授業料等の減免」と本学が独自に実施する他の給付奨学金制度との併用はできない。

２「日本学生支援機構第一種奨学生選考における家計基準」の目安

家族構成 （モデル）	【４人世帯】（本人・父・母 （無職）・公立高校生）	【５人世帯】（本人・父・母（無 職）・公立高校生・中学生）
給与所得 （源泉徴収票の支払金額）	936 万円程度	977 万円程度
その他所得 （収入－必要経費）	450 万円程度	491 万円程度

3 経済支援措置対象者の決定

(1) 経済支援特別措置を希望する者は、「申請書類」に定める書類を平成 26 年 6 月 13 日（金）までに、当該キャンパスの事務窓口（千里山キャンパスは学生センター奨学支援グループ、その他のキャンパスは各奨学金窓口）へ提出し、本学が設置する修学支援会議の議を経て決定する。

(2) 授業料等減免措置を申請した者は、平成 26 年 5 月 31 日(土)までにインフォメーションシステムから学費の延納の手続きを行うものとする。

(3) 秋学期の経済支援措置は、別途申請する扱いとする。

4 適用期間

平成 26 年度 1 年間とする。

平成 26 年度受験生に対する取扱い

- 1 受験生のうち、被災者の「入学検定料」は、「申請書類」に定める書類を平成 26 年 3 月 14 日(金)必着で入試センターに提出し、「平成 26 年度入学生に対する取扱い」の 3 に従い対象者を決定する。対象者には 5 併願を上限に入学検定料を返還する。
- 2 平成 26 年度秋学期受験生についても同様の扱い(申請期日は、別途定める)とし、併願数については、2014(平成 26)年度春学期入学試験のものと通算する。

平成 26 年度入学生に対する取扱い

1 対象者

本学学部・大学院に平成 26 年度入学する被災者

2 経済支援特別措置の基準

被害状況及び現在の家計状況を勘案して、「入学金及び入学初年度授業料等の減免(1)」並びに「修学支援助成金」の経済支援特別措置を次のとおり行う。

被害状況及び現在の家計状況		入学初学期	秋学期	入学初学期・秋学期共通
		入学金及び入学初学期授業料等の減免	秋学期授業料等の減免	修学支援助成金
家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者で、	現在も、家計の回復が見込めず、入学することが困難な者で、父母又は父母に代わる家計支持者の 1 年間(平成 25 年 1 月～12 月)の総所得金額が日本学生支援機構第一種奨学生選考における家計基準程度を満たす者(2)	・入学金の全額 ・入学初学期授業料等の全額	・秋学期授業料等の全額	各学期 48 万円
家屋の半壊など、上記に至らない被災者で、		・入学金の全額 ・入学初学期授業料等の半額	・秋学期授業料等の半額	各学期 24 万円
震災当時、福島第一原子力発電所事故による「警戒区域」「計画的避難区域」に指定された地域に居住しており、現在も避難生活をしている者で、		・入学金の全額 ・入学初学期授業料等の全額	・秋学期授業料等の全額	各学期 48 万円

1 「入学金及び入学初年度授業料等の減免」について

- ・本学が独自に実施する他の給付奨学金制度との併用はできない。
- ・「入学金」は、本学入学後に返還する。
- ・「入学初学期授業料等」を納入済の場合は、これを返還する。

2 「日本学生支援機構第一種奨学生選考における家計基準」の目安

家族構成 (モデル)	【4人世帯】(本人・父・母 (無職)・公立高校生)	【5人世帯】(本人・父・母(無 職)・公立高校生・中学生)
給与所得 (源泉徴収票の支払金額)	936 万円程度	977 万円程度
その他所得 (収入 - 必要経費)	450 万円程度	491 万円程度

3 経済支援措置対象者の決定

- (1) 経済支援特別措置を希望する者は、「申請書類」に定める書類を平成 26 年 3 月 14 日(金)必着で入試センターに提出し、本学が設置する修学支援会議の議を経て平成 26 年 3 月 17 日(月)〔予定〕に決定する。
- (2) 秋学期の経済支援措置は別途申請する扱いとする。

4 適用期間

平成 26 年度 1 年間とする。

申請書類

- 1 「被災者特別措置申請書」
- 2 証明書等

証明書等	備考
ア 「罹災証明書」(提出必須)	既に提出済の者は提出不要
イ 平成 24 年分の「所得課税証明書」原本(提出必須)	市区町村役場が発行する「父母」両方のものを提出、無収入の場合でも非課税証明として提出(コピー不可) 父母のどちらかが無収入で母が父の扶養、父が母の扶養に入っている場合は、生活状況報告(申告)書(無職・無収入者用)と併せて扶養に入っている方の保険証のコピーを提出。
ウ 平成 25 年分の「源泉徴収票」又は「確定申告書第一表・第二表」(提出必須・コピー可)	・「源泉徴収票」:勤務先発行 ・「確定申告書第一表・第二表」:税務署発行受付印のあるもの、なお、確定申告をしていない場合は「市町村民税申告書」(コピー)。
エ 給与支払見込証明書(該当者のみ)	平成 25 年 1 月以降現在までに就職、転職した方のみ提出(勤務先の公印による押印)
オ 避難先住所がわかるもの(該当者のみ)	住民票又は避難先での最近 1 ヶ月の「住居費・水道光熱費・電話料金請求書」等の領収書の提出(コピー)
カ 家計支持者が単身赴任をしている場合「単身赴任証明」(該当者のみ)	赴任先での最近 1 ヶ月の「家賃・水道光熱費・電話料金請求書」等の領収書の提出(コピー)
キ 障がい者(該当者のみ)	学生本人を含め同居家族に障がいのある方、原子爆弾によって被爆した方がおられる場合「障害者手帳」・「被爆者手帳」の提出(コピー)
ク 医療費明細書(該当者のみ)	同居親族に長期療養者(連続して 6 ヶ月以上、入院又は自宅で療養中(見込みを含む)の方に限る)の方が居られる場合「領収書」コピーの添付 後日診断書の提出を求める場合があります。
ケ その他(該当者のみ)	・現在雇用保険等の受給者の方(雇用保険受給資格者証のコピー) ・生活保護受給者(最新の生活保護決定(変更)通知書のコピー) ・年金収入がある場合は最新の年金決定通知書又は年金源泉徴収票の提出(コピー) ・生活状況報告(申告)書(無職・無収入者用)

本学が必要と認めた場合は、上記以外の書類の提出を求めることがある。

3 「証明書様式集」

- (1) 給与支払見込証明書
- (2) 家計支持者の単身赴任
- (3) 医療費明細書
- (4) 生活状況報告書（申告）書（無職無収入者用）

平成 26 年度在学生及び入学生に対する住宅支援について

1 対象者

在学生及び本学学部にて 2014（平成 26）年度に入学する被災者
ただし、平成 25 年度末をもって、最短修業年限に達した者を除く。

2 住宅支援の基準

入寮を希望する者のうち、「 在学生に対する取扱い」及び「 平成 26 年度入学生に
対する取扱い」の経済支援特別措置の基準に該当する者

3 住宅支援内容

学生寮の提供：秀麗寮（男子寮）及びドミトリ一丘（女子寮）の入寮費及び寮費を免除する。

入寮費全額：25,000 円（平成 25 年度現行）

寮費全額：月額 24,200 円（平成 25 年度現行）

管理運営費等、その他の費用は必要になります。

4 住宅支援対象者の決定

住宅支援を希望する者は、5 に定める申請書類を平成 26 年 3 月 14 日（金）必着で学生生活支援グループに提出し、学寮委員会において協議のうえ、決定する。

5 申請書類

「入寮願書」

6 入寮日

平成 26 年 3 月 28 日（金）（予定）

7 適用期間

平成 26 年度 1 年間とする。

その他

- 1 諸費についても同様に減免する。
- 2 その他具体的な措置については、修学支援会議に一任する。

以 上